

県営住宅東部団地建替等整備事業 入札説明書 新旧対照表

該当箇所	新	旧
3. 入札参加の資格要件に関する事項等 (1) 入札参加者の構成等	4) 応募グループは <u>(3)の1)から5)</u> までを満たしている企業等から構成するものとし、複数の要件を満たしている者は、当該複数の業務を実施できるものとする。	4) 応募グループは <u>(2)の1)から5)</u> までを満たしている企業等から構成するものとし、複数の要件を満たしている者は、当該複数の業務を実施できるものとする。
3. 入札参加の資格要件に関する事項等 (5) 入札参加に関する留意事項 6) 入札保証金	② 応募グループの代表企業が、 <u>3の(3)の1)から5)</u> までのいずれかの者である場合	② 応募グループの代表企業が、 <u>3の(2)の1)から5)</u> までのいずれかの者である場合
4. 事業者の選定 4. 1 事業者の決定 (2) 審査に関する基本的な考え方 3) 審査は、以下の手順により行うこととする。	① 入札参加資格審査	① 入札参加資格審査 <u>査</u>
4. 事業者の選定 4. 3 その他 (1) 契約保証金	<u>また、第1工区の施設引渡し後、事業者は、減額請求を行うことができる。詳細は、事業契約書(案)第75条を参照のこと。</u>	(表記なし)
5. 入札スケジュール 5. 2 入札スケジュール等 (4) 入札参加資格の審査手続き (平成 22 年 10 月 26 日公表済み)	1) <u>参加表明書、入札参加資格審査申請書及び関連資料の提出</u> 本事業への入札参加を希望する者は、次により <u>参加表明書(様式2-10)</u> 、入札参加資格審査申請書(様式2-1)及び資格審査に必要なその他の関連資料(以下「資格審査書類」という。)を提出すること。	1) 入札参加資格審査申請書及び関連資料の提出 本事業への入札参加を希望する者は、次により入札参加資格審査申請書(様式2-1)及び資格審査に必要なその他の関連資料(以下「資格審査書類」という。)を提出すること。
6. 提出書類 6. 1 資格審査申請時の提出書類 1) 資格審査申請時の提出書類 (正 1	<u>(様式2-10) 参加表明書</u>	(表記なし)

部、副1部) (平成22年10月26日公表済み)		
7. 提出書類作成要領 7. 1 一般的事項 (3) 提案書のCD-Rによる提出について (正1部)	<u>提案書については、(様式6-1)から(様式10-4)及び(様式11-1)から施設計画に関する提案図面をPDFデータ(文字等のコピーができるファイル形式)による提出に加えて、(様式6-3-1)、(様式6-3-2)、(様式9-4)、(様式9-8)、(様式10-2)、(様式10-3)、(様式10-4)をMicrosoft Excel(Windows版)により作成し、記録保存したCD-Rを提案書と併せて提出すること。</u>	提案書については、文書(PDFデータ)による提出に加えて、Microsoft Word(Windows版)又はMicrosoft Excel(Windows版)により作成し記録保存したCD-Rを併せて提出すること。提案図面(PDFデータ)についても同様とする。
7. 提出書類作成要領 7. 2 入札参加資格審査申請書及び関連資料 (平成22年10月26日公表済み)	<u>・参加表明書とは、別綴じとすること。</u>	(表記なし)
7. 提出書類作成要領 7. 4 提案評価用提案書 ・(2段落目及び4段落目)	・ <u>6.4の2) 提案評価用提案書</u>	・ <u>6.3の2) 提案評価用提案書</u>

県営住宅東部団地建替等整備事業 要求水準書 新旧対照表

該当箇所	新	旧
第 2 章 施設計画に関する事項 1 事業計画地の条件 (3) 地盤状況	※ 詳細については、「【添付資料 1 1】事業計画地・地質調査図」、 <u>「【添付資料 1 7】事業計画地・報告書（簡易粒度試験）」</u> を参照のこと。	※ 詳細については、「【添付資料 1 1】事業計画地・地質調査図」を参照のこと。
第 2 章 施設計画に関する事項 1 事業計画地の条件 (4) 事業計画地の取得等に管留守事項	事業計画地は、建設（解体含む）に必要な範囲を選定事業者は無償で貸与する。なお、貸与するのは、平成 24 年 <u>4 月 1 日</u> 以降とするが、各種の調査等についてはこの限りでない。	事業計画地は、建設（解体含む）に必要な範囲を選定事業者は無償で貸与する。なお、貸与するのは、平成 24 年 <u>4 月</u> 以降とするが、各種の調査等についてはこの限りでない。
第 2 章 施設計画に関する事項 1 事業計画地の条件 (5) 事業計画地の認定状況について	なお、現状の認定状況については、「【添付資料 1 5】事業計画地の一団地認定状況図」、「【閲覧資料 0 2】一団地認定通知書等」、 <u>「【添付資料 1 8】事業計画地・B 街区における一団地認定取消に伴う敷地分割の考え方」</u> を参照のこと。	なお、現状の認定状況については、「【添付資料 1 5】事業計画地の一団地認定状況図」、「【閲覧資料 0 2】一団地認定通知書等」を参照のこと。
第 2 章 施設計画に関する事項 2 施設計画に関する条件 (2) 本施設に関する条件 1) 本施設の規模 ③	<u>複数の住戸専用面積区分の住戸を工区毎に整備すること。</u>	<u>各面積タイプの比率は概ね上記①と同様とする。</u>
第 2 章 施設計画に関する事項 2 施設計画に関する条件 (2) 本施設に関する条件 1) 本施設の規模 ※ 1	<u>【添付資料 1 4】</u>	<u>【添付資料 1 2】</u>
第 2 章 施設計画に関する事項 2 施設計画に関する条件	<u>整備にあたっては、A 街区への整備を優先すること。また、駐車場の形態は平面駐車とするとともに各住</u>	(表記なし)

<p>(2) 本施設に関する条件</p> <p>1) 本施設の規模</p> <p>※2</p>	<p><u>戸の利便性について配慮すること。</u></p>	
<p>第2章 施設計画に関する事項</p> <p>2 施設計画に関する条件</p> <p>(2) 本施設に関する条件</p> <p>1) 本施設の規模</p>	<p><u>※4：棟数及び棟別の各面積区分の供給比率は選定事業者の提案によるが、自治会活動が棟別を実施される場合があることを踏まえ、高齢単身者世帯の入居が想定される住戸専用面積区分が約35㎡の住戸の各住棟内における比率は50%未満とすること。</u></p>	<p>(表記なし)</p>
<p>第2章 施設計画に関する事項</p> <p>2 施設計画に関する条件</p> <p>(2) 本施設に関する条件</p> <p>2) 車いす対応住戸の整備方針</p>	<p><u>整備する最終供給全住戸のうち10戸程度かつ、住戸専用面積区分毎に2戸以上の車いす対応住戸を1階に整備すること。また、整備する各住棟には2戸以上の車いす対応住戸を整備すること。</u></p>	<p><u>各住棟に計画する住戸専用面積区分毎に1戸の車いす対応住戸を1階に整備することとする。</u></p>
<p>第2章 施設計画に関する事項</p> <p>2 施設計画に関する条件</p> <p>(2) 本施設に関する条件</p> <p>3) 本施設の設計要領</p> <p>① 一般世帯</p> <p>ア 建築</p> <p>(ウ) 専用部分</p> <p>A 玄関</p>	<p>d 玄関と住戸内の段差を<u>110mm以下とし</u>、椅子などを置くスペースを確保すること。</p>	<p>d 玄関と住戸内の段差を<u>最小とし</u>、椅子などを置くスペースを確保すること。</p>
<p>第2章 施設計画に関する事項</p> <p>2 施設計画に関する条件</p> <p>(2) 本施設に関する条件</p> <p>3) 本施設の設計要領</p> <p>① 一般世帯</p> <p>ア 建築</p> <p>(ウ) 専用部分</p> <p>C 浴室</p>	<p>e 浴室の換気は<u>機械換気によるものとするが、外気に面した開口部を設けるなど、自然換気も可能となるよう配慮すること。</u></p>	<p>e 浴室の換気は窓よるものとするほか、自然換気が不可能な場合、天井扇にて強制換気を行うこと。</p>

<p>第2章 施設計画に関する事項</p> <p>2 施設計画に関する条件</p> <p>(2) 本施設に関する条件</p> <p>3) 本施設の設計要領</p> <p>① 一般世帯</p> <p>ア 建築</p> <p>(エ) 共用部分</p> <p>G 広場・植栽等</p>	<p>f 入居者等の意見を取り入れる共同花壇内の植栽空間の規模は<u>整備する住戸数に対して</u>、戸当り1.0㎡程度とすること。</p>	<p>f 入居者等の意見を取り入れる共同花壇内の植栽空間の規模は、戸当り1.0㎡程度とすること。</p>
<p>第2章 施設計画に関する事項</p> <p>2 施設計画に関する条件</p> <p>(2) 本施設に関する条件</p> <p>3) 本施設の設計要領</p> <p>① 一般世帯</p> <p>ウ 電気設備</p> <p>(キ) テレビ共同受信設備</p> <p>A 設置箇所</p>	<p>b 地上波デジタルが受信できること。</p>	<p>b 地上波デジタル<u>及びアナログ波</u>が受信できること。</p>
<p>第2章 施設計画に関する事項</p> <p>2 施設計画に関する条件</p> <p>(2) 本施設に関する条件</p> <p>3) 本施設の設計要領</p> <p>② 車椅子対応住戸の特記事項</p> <p>ア 建築</p> <p>(ウ) 専用部分</p>	<p>B <u>玄関上がり框には段差を設けないこと（設計寸法3mm以下とし、面取りを行う。）</u>。玄関に靴の履き替え用に手すりを設置すること。また、玄関扉はスライドドアとし、有効W=850mm以上とすること。</p>	<p>B 玄関に靴の履き替え用に手すりを設置すること。また、玄関扉はスライドドアとし、有効W=850mm以上とすること。</p>
<p>第2章 施設計画に関する事項</p> <p>2 施設計画に関する条件</p> <p>(2) 本施設に関する条件</p> <p>3) 本施設の設計要領</p> <p>② 車椅子対応住戸の特記事項</p>	<p>G 流し台は<u>車いす使用者及び高齢者に配慮したタイプ</u>L=1800mmとすると共に、車いす利用を考慮し、下に足を入れることが可能なものを採用すること。</p>	<p>G 流し台は<u>高齢者用タイプ</u>L=1800mmとすると共に、車いす利用を考慮し、下に足を入れることが可能なものを採用すること。</p>

<p>ア 建築 (ウ) 専用部分</p>		
<p>第2章 施設計画に関する事項 2 施設計画に関する条件 (2) 本施設に関する条件 3) 本施設の設計要領 ② 車椅子対応住戸の特記事項 ア 建築 (ウ) 専用部分</p>	<p><u>L 専用部分は、以上「BからK」の特記事項以外については、一般世帯の専用部分に基づくこと。</u></p>	<p>(表記なし)</p>
<p>第2章 施設計画に関する事項 2 施設計画に関する条件 (2) 本施設に関する条件 4) 住宅性能評価 ② 性能評価の取得 ク 音環境に関すること</p>	<p>(イ) 軽量床衝撃<u>音</u>対策 <u>等級による</u> <u>等級3</u></p>	<p>(イ) 軽量床衝撃<u>温</u>対策 <u>(表示対象とせず)</u> <u>二</u></p>
<p>第2章 施設計画に関する事項 2 施設計画に関する条件 (3) テレビ電波受信障害防除施設</p>	<p>本施設の整備に伴ってテレビ電波受信障害 (<u>デジタルを対象とする。</u>) の発生が予想される場合には、事前・事後調査を行い、影響を及ぼす範囲については、再送信等の受信障害対策を講じること。</p>	<p>本施設の整備に伴ってテレビ電波受信障害 (<u>アナログ、デジタルの双方</u>を対象とする。) の発生が予想される場合には、事前・事後調査を行い、影響を及ぼす範囲については、再送信等の受信障害対策を講じること。</p>
<p>第2章 施設計画に関する事項 4 本施設の整備に係る解体撤去 (2) 業務の範囲 3) 移転計画の作成</p>	<p>なお、提案時においては、「【添付資料16】入居者移転計画策定のための付与条件等」、<u>「【添付資料16-2】入居者移転計画策定のための付与条件等その2」</u>を参照のうえ、移転計画を作成すること。</p>	<p>なお、提案時においては、「【添付資料16】入居者移転計画策定のための付与条件等」を参照のうえ、移転計画を作成すること。</p>
<p>第2章 施設計画に関する事項 4 本施設の整備に係る解体撤去 (4) 既存住棟の解体条件 2) 第一工区における解体可能な</p>	<p><u>ただし、第一工区において整備する住棟の戸数は第一工区において解体撤去する住戸数以上とする。</u></p>	<p>(表記なし)</p>

棟数		
<p>第3章 本施設の設備法定点検業務等に関する事項</p> <p>4 消防設備等及び建築設備点検保守管理業務</p> <p>(2) 業務の内容</p> <p>1) 定期業務</p>	<p><u>また、想定される建築基準法に基づく建築設備は、非常用照明設備等であるが、提案によるものである。</u></p>	<p>(表記なし)</p>
<p>第3章 本施設の設備法定点検業務等に関する事項</p> <p>6 テレビ電波受信障害防除施設点検保守監理業務</p> <p>(1) 一般事項</p>	<p>本施設の整備に伴ってテレビ電波受信障害（<u>デジタルを対象とする。</u>）の発生が予想される場合には、事前調査を行い、影響のある予測地域範囲については、対策を講じ、テレビ電波受信障害防除施設点検保守管理業務（以下「電波障害施設点検保守業務」という。）を実施する。</p>	<p>本施設の整備に伴ってテレビ電波受信障害（<u>アナログ、デジタルの双方を対象とする。</u>）の発生が予想される場合には、事前調査を行い、影響のある予測地域範囲については、対策を講じ、テレビ電波受信障害防除施設点検保守管理業務（以下「電波障害施設点検保守業務」という。）を実施する。</p>
<p>第3章 本施設の設備法定点検業務等に関する事項</p> <p>7 長期修繕計画の作成及び関連業務</p> <p>(1) 業務の内容</p> <p>1) 長期修繕計画の作成</p> <p>② 事業終了時の対応</p>	<p>事業終了時の対応において本施設の昇降機、消防設備等及び建築設備、受水槽、テレビ電波受信障害対策施設における本事業の<u>維持管理業務計画書</u>に定められた業務終了時の維持管理の内容・水準を満たさない場合、選定事業者は、自らの責任及び費用負担において、本施設の昇降機、消防設備等及び建築設備、受水槽、テレビ電波受信障害対策施設が当該内容・水準を満たす状態に修繕し、補修するものとする。</p>	<p>事業終了時の対応において本施設の昇降機、消防設備等及び建築設備、受水槽、テレビ電波受信障害対策施設における本事業の<u>維持管理業務仕様書</u>に定められた業務終了時の維持管理の内容・水準を満たさない場合、選定事業者は、自らの責任及び費用負担において、本施設の昇降機、消防設備等及び建築設備、受水槽、テレビ電波受信障害対策施設が当該内容・水準を満たす状態に修繕し、補修するものとする。</p>
<p>第3章 本施設の設備法定点検業務等に関する事項</p> <p>7 長期修繕計画の作成及び関連業務</p> <p>(1) 業務の内容</p> <p>1) 長期修繕計画の作成</p> <p>② 事業終了時の対応</p>	<p>なお、事業終了時の対応は、<u>事業終了1年前から県と選定事業者が協議の上、開始するものとする。</u></p>	<p>なお、事業終了時の対応に関しては、<u>各工区の各棟毎に引渡から9年目に実施することとする。</u></p>
<p>第3章 本施設の設備法定点検業務等に関する事項</p>	<p><u>③ 瑕疵担保期間終了時の対応</u></p>	<p>(表記なし)</p>

<p>関する事項</p> <p>7 長期修繕計画の作成及び関連業務</p> <p>(1) 業務の内容</p> <p>1) 長期修繕計画の作成</p>	<p><u>事業終了時の対応に加え、各工区の瑕疵担保期間終了の1年前から、事業契約書（案）第41条に規定する瑕疵担保の履行について県と選定事業者が協議の上、確認行為を行うものとする。</u></p>	
--	---	--

県営住宅東部団地建替等整備事業 要求水準書 添付資料等 新旧対照表

該当箇所	新	旧
【添付資料 0 2】事業計画地・全体配置及び本事業の対象エリア	A街区 対象エリア <u>「J棟南側既存受水溝含む」図に修正</u>	A街区 対象エリア 「J棟南側既存受水溝含まない」図
【添付資料 1 6 - 2】入居者移転計画策定のための付与条件等 その2	入居者移転計画策定のための付与条件等の <u>「空家戸数内訳」追加</u>	(表記なし)
【添付資料 1 7】事業計画地・報告書（簡易粒度試験）	<u>簡易粒度試験結果を追加公表する。</u>	(表記なし)
【添付資料 1 8】事業計画地・B街区における一団地認定取消に伴う敷地分割の考え方	<u>B街区における一団地認定取消に伴う敷地分割の考え方を示す図</u>	(表記なし)

県営住宅東部団地建替等整備事業 基本協定書（案） 新旧対照表

該当箇所	新	旧
(定義) 第 5 条	事業予定者による本件事業の実施に関し、落札者は、本件施設の整備業務のうち設計に係る業務を [] に、建設に係る業務を [] に、 <u>工事監理業務を [] に</u> 、本件施設の点検業務等を [] に、既存施設の解体等業務を [] に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。	事業予定者による本件事業の実施に関し、落札者は、本件施設の整備業務のうち設計に係る業務を [] に、建設に係る業務を [] に、本件施設の点検業務等を [] に、既存施設の解体等業務を [] に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。
(事業の概要) 第 6 条 3	(4) 公正取引 <u>委員会</u>	(4) 公正取引 <u>員会</u>

県営住宅東部団地建替等整備事業 事業契約書（案） 新旧対照表

該当箇所	新	旧
(定義) 第 1 条	(33)「本件施設」とは、本件施設の整備業務、本件施設の維持管理業務の履行の土地をいう。	(33)「本件施設」とは、本件施設の整備業務、本件施設の維持管理業務、 <u>既存施設の解体等業務</u> の履行の土地をいう。
	(35) 事業者	(35) <u>選定</u> 事業者
(事業の概要) 第 4 条	<u>(2)</u> 本件施設の維持管理業務	本件施設の維持管理業務
(全体スケジュール表の提出) 第 10 条	県と協議の上、第1条第 <u>23</u> 号に定義された全体スケジュール表	県と協議の上、第 1 条第 <u>31</u> 号に定義された全体スケジュール表
(既存施設の解体、本件施設の建設等) 第 17 条	<u>工事</u> 請負人	<u>建設</u> 請負人
(工区又は本件施設の引渡し・所有権移転日の変更) 第 26 条 3	(1) 略 (ただし、同条第 <u>7</u> 項に当たる場合は除く)	(1) 略 (ただし、同条第 <u>5</u> 項に当たる場合は除く)
(事業者による完了検査) 第 31 条	3 事業者は、完了検査 <u>へ</u> の	3 事業者は、完了検査の
(県による完了確認の通知) 第 33 条	県は、前条第1項の <u>完了確認</u>	県は、前条第 1 項の <u>完成確認</u>
(瑕疵担保) 第 41 条	5 事業者は、 <u>工事請負人</u> を使用する場合、 <u>当該請負人</u> をして、県に対し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、別紙10に定める保証書を <u>工事請負人</u> から徴求し、県に差し入れるものとする。	5 事業者は、 <u>請負人等</u> を使用する場合、 <u>当該請負人等</u> をして、県に対し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、別紙10に定める保証書を <u>請負人等</u> から徴求し、県に差し入れるものとする。

(本件施設の引渡し・所有権移転の解除) 第 63 条 2 (3)	① 第 <u>2号</u> の出来形部分の買受金の支払債務	① 第 <u>1号</u> の出来形部分の買受金の支払債務
(保証) 第 75 条	<u>4 第一工区の本件施設引渡し後、事業者は、県に引渡しの完了していない工区の本件施設整備費相当額及び当該額に係る消費税相当額の合計額の10%に相当する金額以上となるまで、保証の金額の減額を請求することができる。第二工区以降も同様とする。</u>	(表記なし)
(事業者の合併・解散に対する制約) 第 79 条 3	第三者が第 <u>60条</u>	第三者が第 <u>61 条</u>
別紙 11 (全般)	<u>本件施設</u> <u>設計・工事期間</u>	<u>本施設</u> <u>施設整備期間</u>
別紙 11 2. サービス購入料の構成 (1) 本件施設の整備業務の対価 1) 構成内容	事業者	<u>選定事業者</u>
別紙11 3. 1 サービス購入料1 (1) 支払い条件 ①	一括して支払う。	一括して支払う <u>予定である。</u>
別紙 11 3. 2 サービス購入料 2 (1) 支払い条件	③金額は下記改定方法に基づき <u>改定を行う。</u>	③金額は下記改定方法に基づき <u>毎事業年度 1 回改定を行う。</u>
別紙 11 3. 2 サービス購入料 2 (2) サービス購入料 2 の改定方法	・ 計算式 : <u>【過去に改定が行われていない場合】</u> 平成 t 年度 (<u>改定後</u>) のサービス購入料 = <u>提案書に記載された平成 t 年度のサー</u>	・ 計算式 : 平成 26 年度のサービス購入料 = 提案書に記載された平成 22 年度のサービス購入料 × (平成 25 年 7 月の当該指数 / (1 + 平成 25

	<p>$\frac{\text{サービス購入料} \times (\text{平成 } t-1 \text{ 年 7 月の当該指数} / (1 + \text{平成 } t-1 \text{ 年 7 月の消費税率}))}{(\text{平成 } 23 \text{ 年 7 月の当該指数} / (1 + \text{平成 } 23 \text{ 年 7 月の消費税率}))}$</p> <p>【r 年度に改定が行われた場合】</p> <p>平成 t 年度 (改定後) のサービス購入料 = 平成 t 年度 (改定前) のサービス購入料 $\times (\text{平成 } t-1 \text{ 年 7 月の当該指数} / (1 + \text{平成 } t-1 \text{ 年 7 月の消費税率})) / (\text{平成 } r-1 \text{ 年 7 月の当該指数} / (1 + \text{平成 } r-1 \text{ 年 7 月の消費税率}))$</p>	<p>年 7 月の消費税率)) / (平成 24 年 7 月の当該指数 / (1 + 平成 24 年 7 月の消費税率))</p> <p>平成 t 年度 (平成 27 年度以降) のサービス購入料 = 平成 t-1 年度のサービス購入料 $\times (\text{平成 } t-1 \text{ 年 7 月の当該指数} / (1 + \text{平成 } t-1 \text{ 年 7 月の消費税率})) / (\text{平成 } t-2 \text{ 年 7 月の当該指数} / (1 + \text{平成 } t-2 \text{ 年 7 月の消費税率}))$</p>
<p>別紙 11</p> <p>3. サービス購入料 2</p> <p>(2) サービス購入料 2 の改定方法</p>	<p>・ 計算例：提案書に記載された平成 26 年度 (初回) のサービス購入料 100 万円、平成 25 年 7 月の当該指数 98、平成 23 年 7 月の当該指数 100 の場合 (消費税率 5% の場合)</p> <p>改定率：$(98/1.05) / (100/1.05) = 0.980$</p> <p>→ ±3% を超えていないため、改定せず。</p>	<p>・ 計算例：平成 22 年度のサービス購入料 100 万円、平成 25 年 7 月の当該指数 98、平成 24 年 7 月の当該指数 100 の場合 (消費税率 5% の場合)</p> <p>改定率：$(98/1.05) / (100/1.05) = 0.980$</p> <p>→ ±3% を超えていないため、改定せず。</p>
<p>別紙 12</p> <p>1. 業務履行・不履行の判断基準</p> <p>(1) 本件施設の一部又は全部が利用可能な状態にない場合 (レベル 1)</p>	<p>・ <u>本件施設</u></p>	<p>・ <u>本施設</u></p>

県営住宅東部団地建替等整備事業 様式集 新旧対照表

	新	旧
(様式 2-2) 入札参加資格審査申請にかかる添付書類一覧表 (平成 22 年 11 月 5 日公表済み)	<u>(代表企業)、(構成員)</u>	(代表企業名)、(構成員名)
(様式 2-2) 入札参加資格審査申請にかかる添付書類一覧表 欄外 (平成 22 年 11 月 5 日公表済み)	<u>※「代表企業」「構成員(対象となる企業が複数の場合、全企業を総括する)」それぞれの欄は、記載例のとおり、代表企業の添付資料確認欄、及び「構成員」の添付資料確認欄とします。なお、県の欄は、県側で確認するための欄とします。</u>	(表記なし)
(様式 2-3) 応募グループの構成員表 欄外 (平成 22 年 11 月 5 日公表済み)	<u>注 1</u> <u>注 2</u> <u>注 3</u> 「本事業における役割」欄には、様式 2-2②の a)～h)の業務名を記入する。マネジメント業務など、様式 2-2②の a)～h)に記載のない業務を実施する場合は、その業務内容を記載してください。なお、維持管理業務は、要求水準書 <u>第 3 章・2・(1)</u> に記載の業務名を記入してください。 <u>注 4</u>	<u>注 8</u> <u>注 9</u> <u>注 10</u> 「本事業における役割」欄には、様式 2-2②の a)～k)の業務名を記入する。マネジメント業務など、様式 2-2②の a)～k)に記載のない業務を実施する場合は、その業務内容を記載してください。なお、維持管理業務は、要求水準書 <u>第 8.3 業務の対象</u> に記載の業務名を記入してください。 <u>注 11</u>
(様式 2-6) 主任(管理)技術者の資格・工事経験 欄外 (平成 22 年 11 月 5 日公表済み)	注 1 複数の技術者を示す場合は、適宜用紙を追加して記入してください。 注 2 本様式は、建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者を記載する様式です。建築 <u>工事・電気工事・管</u> 工事それぞれに配置する専任の主任技術者又は監理技術者を各 <u>用紙毎</u> に 1 名記載してください。	注 1 複数の技術者を示す場合は、 <u>必要に応じて</u> 、 <u>適宜欄又は</u> 用紙を追加して記入してください。 注 2 本様式は、建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者を記載する様式です。建築 <u>工事及び土木工事</u> それぞれに配置する専任の主任技術者又は監理技術者を各 1 名記載してください。

(様式 2-10) 参加表明書 (平成 22 年 10 月 26 日公表済み)	<u>(様式 2-10) 参加表明書</u>	(表記なし)
--	------------------------	--------